

## 放射線管理区域における個人線量計の未着用について

平成19年9月18日

発生号機	廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）（※1）
発生日月	平成19年9月15日
発生時の状況	<p>9月15日午前11時37分に廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）地下2階 不燃物仕分け室（放射線管理区域）において、火災報知器（煙感知器）が作動し、非火災報であることを確認（<a href="#">平成19年9月18日お知らせ済み</a>）しましたが、この際、現場の確認を行った委託運転員（※2）が、個人線量計（※3）を着用せずに、放射線管理区域に入域していたことがわかりました。</p> <p>本件につきまして、同日午後4時頃、管轄の磐田労働基準監督署に当該委託運転員の放射線被ばく管理責任者である協力会社が連絡しました。</p> <p>当該作業員の放射線被ばく線量について評価した結果、個人線量計を着用せずに入域した間の被ばくが無いことを確認しました。</p> <p>火災報知器作動時には緊急の対応を必要とします。このため、ルール上、放射線管理区域入域の際は、入退域管理装置を通過せずに現場に行くことは許容されていますが、個人線量計を着用しないことまでは許容されていません。</p>
原因	火災報知器作動現場へ急行することに気を取られて、線量計の着用を失念しました。
対策	火災報知器作動時など緊急時に放射線管理区域に入域する運転員（委託運転員を含む）に対して、制御室に備え付けの線量計を常時着用することを指示し、即日実施しました。
<a href="#">お知らせ基準</a>	運転情報「表2-20(その他)」に該当します。

- ※1 廃棄物減容処理装置建屋は発電所で発生する低レベル放射性廃棄物の焼却処理等を行う施設で、第1建屋と第2建屋があります。
- ※2 廃棄物減容処理装置の運転操作を行う協力会社社員です。
- ※3 個人線量計は、放射線管理区域内における個人の放射線被ばく線量を測定するもので、放射線管理区域に入域する際に着用します。

以上



個人線量計充電器



火災報知器作動現場へ急行することに気を取られて、線量計の着用を失念しました。

入退域管理装置



火災報知器作動現場へ急行するため、ルールに則り入退域管理装置を通過せず※に現場確認に向かった。

放射線管理区域

→ 廃棄物減容処理装置建屋(第2建屋)側へ

廃棄物減容処理装置建屋3階チェックポイント(入退域管理装置)

※入退域管理装置を通過すると、測定器の計測時間等、多少時間を要する。

火災報知器作動時等の入退域方法

入域方法

- ・入域者は、中央制御室等所定の場所に配備(通常充電中)されている個人線量計の中から、最寄り(今回は廃棄物減容処理装置建屋制御室)の個人線量計を充電器から取り、着用する。
- ・入域者は、最短の入域ルートを選択し、入域する。(その際、時間短縮のため、入退域管理装置をバイパスしても良い。)

退域方法

- ・退域者は、所定のチェックポイント(今回は 1 号機タービン建屋1階チェックポイント)で退域手続きを行い、退域する。

今回の誤った入域手順

- ・放射線管理区域に入域するため、廃棄物減容処理装置建屋制御室に配備されている個人線量計を着用してから入域すべきところ、着用せずに入域した。